

第6回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年12月11日（金）午前10時00分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 安達 英二 | 2番 後藤 操 | 3番 岩本 孝之 | 4番 友岡 康幸 |
| 5番 山室加智子 | 6番 片山 雅雄 | 7番 興梠 正信 | 8番 古澤 勝康 |
| 9番 佐藤 久康 | 10番 興呂木和也 | 11番 長崎 花子 | 12番 浅尾 継也 |
| 13番 長崎 愛 | 14番 大塚 恭徳 | 15番 犬塚 久子 | 16番 長野 秀輝 |
| 17番 増田 生志 | 18番 野田 政輝 | | |

欠席委員 19番 渡邊 和徳

4. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 経営基盤強化促進法許可申請について

5. 事務局職員
- 事務局次長 吉弘 泰彦
- 〃 係長 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局次長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、1名欠席の届がっております。出席委員18名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を皆様全員で唱和致しますのでよろしくお願い致します。それでは皆様ご起立をよろしくお願い致します。</p>
事務局次長	<p>定刻になりましたので第6回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は12番浅尾委員、13番長崎委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは進めたいと思いますが、事務局長が今日まで12月の定例議会が10時から始まっておりまして今日が最終日になります。あとで遅れて来るということでございますのでその間私の方が進めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>本農業委員会の会議規則第5条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行を進めていきますので会長よろしくお願い致します。</p>

<p>会長</p>	<p>皆さんおはようございます。師走の忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。また各地域での現地確認ということで大変お疲れ様でございました。今年ももうあと二十日となりまして慌ただしくなりましたけれども、今年振り返りますとコロナウィルスに振り回された一年だったなと思っているところでございます。現在も感染拡大がし続けております。どうか皆さん注意していろいろな作業にもあたっていただきたいと思っております。</p> <p>それでは着座にて議事進行にあたらせていただきます。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>2番</p>	<p>只今から第6回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に12番浅尾継也委員、13番長崎愛委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい。それでは朗読を致します。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況です。所在地番 大字両併字前田■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■㎡ 外5筆計6筆 合計 ■■■■㎡になります。使用貸借権利設定の5年 相続権者の同意書があります。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字両併字前田■■番 地目台帳現況ともに田、外1筆計2筆 合計面積が ■■■■㎡ 使用貸借権利設定5年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字両併字北下原■■■■番■■ 地目台帳現況ともに畑、■■■■㎡ 外2筆合計3筆 ■■■■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字一関字舞塚■■■■番■■ 地目台帳現況ともに畑、■■■■㎡ 所有権移転の売買です。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>番号が5番になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字阿弥陀堂■■■■番■■ 地目台帳現況ともに田、■■■■㎡ 外3筆計4筆です。■■■■㎡ 所有権移転売買です。最後になります。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陽字駒比■■■■番■■ 地目台帳現況ともに畑 ■■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。以上でございます。朗読を終わります。</p> <p>ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p> <p>農地法3条1番、2番につきまして2番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲受人の方は■■■■です。この度、新規就農を始められまして■■■■の土地を借りて農業を始められます。</p> <p>2番につきましては、■■■■の土地です。■■■■の土地を借りて1番と同じで新規就農でミニトマトを作られます。使用貸借権利設定5年となっております。</p>

	<p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
5 番	<p>議案第 1 号 3 番について、5 番の山室が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は土地を相続で譲り受けたものの農家はできないということで、畜産をされている譲受人に売買されることになりました。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
6 番	<p>議案第 1 号 4 番、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人が高齢であるため管理ができないということで、荒れている土地を譲受人が畜産をされております。そこで機械を借りて大々的に整備され、そこに牧草を植えるということでございます。所有権移転売買となっております。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
1 2 番	<p>議案第 1 号 番号 5 番について、1 2 番の浅尾が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は同級生であり、組も一緒でしたが譲渡人が住民票を移されました。そのため譲受人が土地を購入されました。所有権移転売買となっております。問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願ひ致します。</p>
1 5 番	<p>議案第 1 号 6 番について、1 5 番の犬塚が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人が貸される土地は、現在自己管理されておまして、譲受人は現在土地を借りましてスダチの苗を育てられておまして、今回正式に小作契約をして農地を借り受けて苗を育てたいということで申請がされております。賃借権設定 5 年でございます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願ひ致します。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願ひ致します。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>はいそれでは議案第 2 号朗読を致します。農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1 : 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字吉</p>

	<p>田字町後■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積■■■■㎡ 転用目的は駐車場です。 転用所有権移転の有償です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字若竹林■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田、面積■■■■㎡ 転用目的 個人住宅です。使用貸借権利設定となっております。最後です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字立野字古村■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田、面積■■■■㎡ 転用目的 個人住宅です。使用貸借権利設定となっております。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
3番	<p>議案第2号1番について3番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲受人の方が簡易宿泊施設をするためにどうしても駐車場がいりますので申請をなされました。転用所有権移転有償となっております。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
11番	<p>議案第2号2番について、11番の長崎が説明します。</p> <p>申請人、申請土地、譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。熊本地震で砂防河川危険エリアであるために現在より西に新築されます。申請人は親子関係にあり■■■■にしたいと考えられています。場所は■■■■より300m位西に位置したところで、排水の同意も得られております。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
14番	<p>議案第2号3番について14番の大塚がご説明致します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲受人は譲渡人のお孫さんです。場所は■■■■から南へ70m程の場所にあり周辺は住宅に囲まれておりますので第3種農地となっております。給排水も問題はありません。使用貸借権利設定移転となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第2号は原案どおり可決致しました。</p>
議長	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について審議します。事務局に新規案件の朗読をお願い致します。</p>

事務局

はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について

番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字御手水
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外5筆計6筆 m^2 賃借権
設定5年です。

番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字東中原
番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定10年です。

番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字境川
番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定5年です。

番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字本田
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外3筆計4筆 m^2 賃借
権設定5年です。次のページにまいります。

番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の長迫
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外6筆計7筆 m^2 賃借権
設定10年です。

番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字打保儀
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外3筆計4筆 m^2 賃借権
設定3年です。

番号7番から9番につきましては、再設定の案件になっておりますので朗読は省
略させていただきます。

番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字前田
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 農地中間管理機構集積の売買となっ
ております。

続きまして番号11番から10ページの番号46番までは、すべて久石第二駐在
区の法人への集積の案件となっておりますので代表のみ読み上げさせていただきます。

番号11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字四ノ
大岩下番 地目台帳畑 現況田 面積 m^2 農地中間管理機構集積の
5年となっております。こちらの案件が、すべてで34件 計106筆の m^2
 m^2 同じ集積の案件となっております。とびまして、

番号47:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字冠出
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外7筆計8筆 m^2 農
地中間管理機構配分5年となっております。最後になります。

番号48:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字追良
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外8筆計9筆 m^2
農地中間管理機構配分の5年となっております。以上ご審議よろしくお願
い致します。

議長

ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致し
ます。

2番

議案第3号1番につきまして2番の後藤がご説明致します。譲渡人、譲受人は記
載のとおりです。今まで違う人が小作をしておられましたが、この度譲受人の方と
小作契約が決まりました。何ら問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願
い

	<p>します。</p>
5 番	<p>議案第 3 号 2 番について 5 番の山室が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人の方は先ほどの第 1 号 3 番について説明した方と同じ方で、今度は 10 年賃借権設定となっておりますのでご審議よろしくお願い致します。</p>
3 番	<p>議案第 3 号 3 番について 3 番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人の畑の近くの方が管理をされておりましたが、今回譲受人の若い後継者が正式に借り受けて申請がなされております。賃借権設定 5 年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
1 3 番	<p>議案第 3 号 4 番 5 番について、1 3 番の長崎が説明します。4 番についてですが、譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲渡人と別の方が今まで小作契約されておりましたが、今回その方が継続できないということで別の方を探しており、譲受人の方との話がまとまりました。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>5 番につきまして、譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲渡人の旦那さんがお亡くなりになられまして、息子さんがおられますけれども農業はできないというので、譲受人の畜産をされている方が牧草を植える土地を探されており、今回話がまとまりましたので何ら問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
1 5 番	<p>議案第 3 号 6 番につきまして 1 5 番の犬塚がご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人の土地は今まで小作されておりましたが、その方が返されまして耕作者を探しておられました。譲受人は畜産農家でございます、お孫さんが農業を始められ来年から繁殖牛を増やされるそうで、今回正式に小作契約をして農地を借りて牧草を植えたいということで申請がっております。賃借権設定 3 年でございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号番号 10 番以降につきまして事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>番号 10 番につきましては、譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲渡人は村外居住者の方で相続により農地を所有されましたが管理ができないということで、この農地の近くに農地を所有されている譲受人が今回公社を通して売買という案件となっております。場所につきましては、 の南側で のすぐ隣接した南の農地となっております。農振農用地で買い手が担い手という要件で公社を通しての売買となっております。</p> <p>番号 11 番から 46 番につきましては、先程も朗読の際にご説明致しましたけれども全て久石地区第二駐在区への法人の集積の案件となっております。計 106 筆の 157,809 m² 約 16ha の集積となっております、久石第二駐在区の県道 28 号線より南側、高森方面に向かって県道より右手の農地が主な農地となっております。5 年の使用賃借権の設定となっております。</p> <p>番号 47 番、48 番につきましては、先月公社に集積された案件となっておりますので説明は省略させていただきますが、47 番は地域の法人への集積の案件、48 番は同じ地区内の新規就農者の方に借受けされる案件となっております。</p>

	<p>以上、ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>
議長	<p>ひとつよろしいですか。番号2の賃借料についてはどういう意味ですか。それと4番はどういう意味でしょうか。</p>
事務局	<p>これはこの欄が議案書の上段に内訳がございますが、一番上段が反当りの賃料、二段目が一筆当たりの金額、三段目が反当りの物納の数量、10a当たりの米のキロ数となっております。</p>
議長	<p>わかりました。 他にないかございませんか。ないようでございますので議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、来年1月の総会日程を決めたいと思いますが、令和3年1月12日火曜日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。10、11日が連休になっておりますので12日という予定でおります。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。それでは1月総会開催日につきましては、令和3年1月12日火曜日10時から行いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>次回の農業委員会憲章の指揮は、14番大塚恭徳委員、15番犬塚久子委員をお願い致します。その他で委員の皆様から何かございませんか。</p>
推進委員5	<p>いいですか。白川区の最適化委員の桐原と申します。まだ最適化推進委員になったばかりですが、耕作放棄地について少し提案をしたいと思ひます。私たちの地区でも相当数の耕作放棄地があります。これはわが村全体でも相当あると思ひますが、高齢化また後継者不足の中でこれを解消するのは難しいと思ひます。そこで行政が主体となって取り組む必要があるかと思ひます。スライドモアがありますが、村がトラクターを購入してオペレーターをつくり冬の農閑期を利用して耕作放棄地を減らしていくべきだと私は思ひます。耕作放棄地を天草ではせんだんの木を植えつけてこれが25年で切られるということです。また先日の農業新聞の中でも愛知の豊田市では農業法人が菜の花を植えて菜種油を耕作放棄地の解消といった取り組みが紹介されています。わが村でも何か知恵を出し合つて耕作放棄地の解消に取り組む必要があると思ひます。以上です。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。今提案がありました耕作放棄地ですが、確か管内の農地面積が2,912ha ございます。それでこの前のA分類B分類に分けて農地パトロールで見て回りましたね、あの分がA分類の再生可能な農地の面積が59ha ございます。B分類の再生利用困難また非農地判断対象面積は39ha ございます。A分類と</p>

	<p>B分類を合計しますと 98ha ございます。率にしまして 3.4% ございます。そういうところをいかに解消していくかということですね。B分類は無理ですので非農地化にもっていくか。A分類の再生可能の農地が 59ha これもずっと以前から問題視されておりまして、前会長の時スライドモアを 2 台役場に設置しましてトラクターまでは無理ということでこの庁舎の下に置いてございます。私の場合も何箇所か地域の活性のために頑張っておりました。そしたら今現在は田んぼが植えられております。葦(よし)が大変なことになっていたのですが、そういった状態で長陽地区の方もいろいろ頑張っておられますし、白水の方も頑張っておられると思います。ですので少しずつでもこの機械を利用して荒廃地をいくつかは減らしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それと荒廃地を増やさないというのも問題でありまして、農地パトロールを月 1 回 2 回行って、この農地は怪しい動きをしてるなというときは目配りしてもらいたいかなと思っております。どうしても開発されて後からは始末書添付が多く発生しますので、その点も注意してもらいたいと思います。荒廃農地問題は利用できる機械をできるだけ利用してもらいたいと思っております。</p>
推進委員 5	<p>行政の方でネットなど調べられて、その耕作放棄地解消でさっき紹介した事例の他に全国探せば何か作物なりあると思うんですよね。そこを調べていただいて、また私たちの地区からトラクターを持ってここまで来るのが遠すぎるという意見もありますので、できたら白水地区とか久木野地区とかに置いてもらいたいといった要望がありました。ただ私はいろんな方が利用されると機械が使い方などで故障もありますので、オペレーターを決められてさっきも言いましたようにトラクターと一緒に購入していただいて、オペレーターを決めて取り組んでいてもらいたいと思います。</p>
議長	<p>はいわかりました。今後事務局とも話をしてどういうことがいいか、いろんな機械の故障面とかいろいろありまして壊れたなら誰が保障するかということにもなったので庁舎で管理をして庁舎に取りに来てくださいということになっていました。</p>
推進委員 5	<p>ひとつ久木野の法人など大型機械を持ってられるところがありますね。そういった方が受けられてというやり方もあるかと思えます。冬場は機械が休んでいると思いますので、予算の中でトラクター購入などが難しいのであれば請け負われる法人の方とか、個人でも土建業の方とかそういうことも良いと思います。</p>
議長	<p>わかりました。再生可能な、機械でも危険ではないような場所で大型機械でも入れられるような農地がありましたら皆さんも荒廃農地だけど、ここは再生利用できるのではないかとこのところをピックアップされて、そして少しでも解消していくような方向にもっていくようにしたいと思っておりますので。</p>
4 番	<p>よろしいですか。今の意見に賛同はしますが、持ち主が元々いらっしやっでここでもそうですが、それをどうするかをまず話し合わないで持ち主が元々放棄しているのを勝手にどうするということはまずできないと思っておりますので、そこからが行政が入っていかないと。まず持ち主の意向を聞いて誰にどうやって任せるのかとか、どうしてほしいのかとかそれを話し合わないで。</p>

議長	<p>それが今までもありました。この農業委員会の中で決まって勝手じゃないけど再生するとして、その後の管理がこちらでできるかというところまではできないので、数年後また荒れるのではないかという疑問もありましたし、そのような意向も聞きながら進めていった方がいいでしょうね。なかなか減らすとなると大変なことです。少しずつでも前に進めていくようにしたいと思います。そのようなことで荒廃地のA分類のところまで再生利用ができるなというところは一箇所ずつでもあげてもらって前に進めていこうと思います。よろしくお願い致します。</p>
9番	<p>この問題については、前の3年間でも度々話し合いながら耕作放棄地の問題についてどうするかということで、農業委員会でも話を度々重ねながら今のような現状ですねスライドモアを購入して少しでも減らそうということで今の状況になっているわけです。今後についてはまた皆さん方と話し合いながら意見を出し合ってもらいながら新しい方向というか、どうするかを考えていかなければならないと思います。なかなか行政といっても対応しきれないところがあるし、予算を言われればどうにもならないし、いろいろな問題があって現状になっていると思います。</p>
議長	<p>前はですねトラクターもつけようかと言っておりました。トラクターもつけておかないと大変だと一回一回付け外ししてと言っておりました。私が取り付けた時も3～4人がかりでアタッチメントが合わずに何時間かかかりました。そういうこともあって本来ならトラクターがあった方がいいと思います。しかしなかなか金額が大きいのでスライドモアを2台揃えるのがやっとでしたので現状に至っております。トラクターがあれば付けておいた方が便利がいいことはわかっていたのですが、今後も皆さんの話し合いのもとに進めていければと思います。</p>
推進委員 5	<p>あのボーリングの話がありましたね。あれは私が思うには優先順位を考えたら、ボーリングは個人の補助金です。こういったのは村全体でトラクターを利用されるからですね、議会を通ったか知らないが優先順位を考えたらボーリングとかハウスの補助よりもそのトラクター1、2台の方を優先してもらいたいという気持ちはあります。</p>
9番	<p>せっかく今良い意見をいただいたので、それを今から具体的な提案もあったので。</p>
議長	<p>わかりました。</p>
推進委員 13	<p>いいですか。今の関連で喜多地区では一昨日の晩に役員会をしました。やはりその地区で農業関係の役員がいると思います。その中で話してそれでもどうしてもできない時に順番を追ってしないといけない。その一昨日の夜の話の中で毎年同じ人の農地が、毎年というか2年おきくらいにあそこは道から見えるからどうにか手入れしないといけないという話になる。道が狭くて小さなトラクターしか入らない。そういったことも地区ごとで現状も変わってきますけれども、やはりその地区の中の多くの農業関係の役員さんが寄って機械を出したりしながら燃料代なども毎年経費を区費から出すわけにはいかないから2年目は半分個人負担、3年目は全額個人に負担してもらわないと困るということで話し合いながら進めている。やはりそれ</p>

	<p>ぞれの委員さん、ここは各地区一人ずつの委員だが周りにはまだたくさんおられると思うので、機械の貸し借りや経費の支払いや農地の管理も話し合いながら地区でまとめて、それができないときは行政にというやっぱり順番があると思います。まずは自分たちの地区の中で、委員一人じゃなくて周りの人にも知ってもらってどうにか対処しましょうとまずは呼びかけないといけないのかなと思って、一昨日の話し合いでは毎回同じ個人に区のお金を出すわけにはいかないとかそのような話にもなってくる。まず地区の農業関係団体があると思いますので話し合いをして、そしてどうしてもできなかつたら行政に頼っていくような二段階、三段階の体制が必要ではないでしょうか。先ほどが個々の提案だったので、もう一つ前の段階のことを委員さんも取り組まれたらどうでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>先程も言われましたが土地の条件もありますし、トラクターがひっくり返るような事故があっては何にもなりませんので今後は村でできるというか、機械はありますのでどうにか良い方向に、いっぺんにはできませんので少しずつ目立つところは特によくないですね、目立つところはなかなか見た目が悪いので私どももそういう気持ちで2、3箇所はA分類から再生してきました。一箇所ずつでもと進めてまいっております。先程言われましように各地域で、地域の方はその地域の代表でありますし、その地域を守ってもらうことが本職だと思います。私の場合は去年近くに砂利をしいておられた。これはいかんなど思い調べたら農地だった。そういうことでもありますので、そこも荒れていたのですが、荒れ地をなるだけでなくす意味合いもあります。各地域でそれぞれ少しずつでもいいですので頑張ってもらいたいと思います。</p>
	<p>機械のことはもう一回検討させていただきましようか。トラクターも予算面もありますので。</p>
<p>9番</p>	<p>機械はあるので、どうにかして利用して行ってほしいということですよ。</p>
<p>推進委員 5</p>	<p>そうですね。</p>
<p>10番</p>	<p>この問題はやはり難しい問題で、地域差が一番出る問題だろうと思います。ある集落では一つの集落の中で何軒も専業農家ばかりがあるような集落もあるし、そういうところでは農家の人たちが立ち上がって、荒れ地があるならどうにかしようかと言われることもあると思うが、集落に専業農家が一軒くらいしかないようなところはやっぱり一人じゃどうにもできないなどいってできないところもある。一番地域差が出る問題じゃないかと思しますので、横並び一線にどうするこうするというのは難しい問題だと思います。その地域の中の人意識の差も出てくるし、やっぱりリーダーシップをとって地域の中に荒廃地があれば冬の間だけでも何枚ずつか片付けようかと言って先頭切っしてするような人がいる集落ならばできることもあると思うが、どうにもならないから知らないというところも中にはあるのではないかと思います。だから一番難しい問題というか・・・</p>
<p>議長</p>	<p>そうです。だからなるべく荒廃地をこれ以上増やさないようにということが農業委員、最適化委員が目配りして地域を良い方向にもって行ってもらいたいと思います。</p>

10番	だからやっぱりここにいる委員さん方がリーダーシップをとって先頭切ってそれなら荒廃地を少しでも減らそうかという意識がでてきてからの問題ではないかと思えます。
議長	<p>今スライドモアがありますけれども、なかなか使っていないような気がしますので、今後使って少しでもいいです10aでも20aでもいいですので、荒廃地を減らすような努力をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>他にないでしょうか。</p> <p>ないようでしたらボーリングのアンケート調査結果がどうなっているか事務局からお願いします。</p>
事務局 (吉弘)	<p>今、会長の方からありました以前です前委員さんの時に農業委員の方から村の方にポンプの補助の要望がありました。アンケートも農業委員さんには大変お世話になりました。有機農業推進係の方に申請が上がった件数が60件ほどございました。このたび係の方で補助金要綱の一部改正をする予定でございます。今、要綱につきましては地下水の揚水施設につきましては新設と改修にかかる経費ということで限定されておりますが、村長も含めまして協議をした結果今後一部改正した後は、もう改修のみになる方向でございます。補助対象経費も20%から50%以内に引き上げて改正を行っているところです。予算につきましてはまあ厳しい財政状況でございますので、今日議会がもう終わるとは思いますが400万ほどの予算を計上して、どこの地区をするかというのは今後係の方で協議をしていくということでございますのでご報告致します。ポンプにつきましては以上です。</p>
議長	他に事務局はないですか。
(吉弘)	<p>はいすみません。先程から荒廃農地パトロールした結果などいろいろ出ておりますが、上の方と機械の購入等今後どうするかはしっかり伝えて協議をしまいたいと思えます。</p> <p>私の方からは皆様にお配りしている1枚紙両面コピーの資料をご説明致します。A4の(例)と書いております左上に南阿蘇太郎様と書いてある文書をご説明致します。秋口にかけてパトロールをしていただきまして、荒廃農地のAとBの面積がだいたい確定してきているところでございます。この農地につきましては今後どうするかという利用意向調査をぜひ行いたいと思ひましてこのような文書を作っております。まずこの南阿蘇太郎様という農地の所有者に、耕作されていないと見受けられる農地ここは2筆を例として書いておりますが、このような農地がありますのでどうされますかというのを、裏面の農地における利用の意向についてという用紙に本人様に書いていただくという書類を今月できれば郵送したいと考えております。農地の内訳につきましては先ほど言いました表の内容となりまして、問題はその下の括弧書きにありますけれども利用意向の選択肢ということで1から4番までを囲んでいただくようお願いをする予定です。1番は自ら耕作する、誰かに利用権設定で貸し付ける、もしくは売却しようかというのが2番であります。3番は今からご講演をさせていただきます熊本県農業公社・農地中間管理機構です通称農地バンクといいましてけれどもそちらに頼みたい利用したいというのが3番、その他い</p>

ろいろ諸事情がございますので何かある時は4番のその他ということで書いていただくようにしております。ただですねAの再生可能な農地が約50数ヘクタールあります。私がある地区を調べましたところ、もう高齢でご家族も他県に住んでいらっしゃるとか、所有者が南阿蘇に住んでいらっしゃる方が2割から3割程度いらっしゃると思います。なるべくならば所有者にこの文書をお渡ししたいのでご家族をしっかりと確認して出そうと思っています。私は登記簿上に載っていないものだよということでトラブルになってはいけませんので、どうしても事務的な作業が必要になり時間が必要になりますので、ここ3年から4年にかけてこのような調査をまずエリアを絞って行っていきたいと思います。今年については例えば久木野とか白水の一部とかそのような方向で考えておりますので、まだ決定はしておりませんがこの地区に出すかということは、ただ農家の方からこのような文書が農業委員会から来たけど何だろうかとか農業委員さんや推進委員さんにお尋ねがありましたら今後どうするかという調査だよということで1から4番まで書いて返信用封筒を入れておりますので農業委員会に送ってくださいということでお伝えください。村の方からこれは全部所有者の方に郵送しますので皆様方にはご面倒はおかけ致しません。この調査につきましては農業委員会事務局でしっかり最後までどうされますかということであげたいと思いますのでご協力をよろしくお願いします。

それともう一つ私の方から女性委員さんだけに通知を一枚入れております。くまもと女性委員の会というのがありますので、会費等は阿蘇郡市の方から出ますので氏名を書いてまた近いうちに出していただきたいと思います。私の方からは以上ですので長野の方からよろしくお願いします。

(長野)

すみません。それでは配布物をご説明いたします。3月1回の「のうねん」という冊子と農業会議から手帳が届いておりますので皆様に一冊ずつお配りしております。この手帳一番前に読み上げていただいております農業委員会憲章も記載されておりますのでご活用いただければと思います。

それと度々のお願いで申し訳ございませんが、ホッチキス留めで農作業料金農業労賃に関する調査の実施ということでプリントを入れさせていただいております。これは毎年農業会議の方がいくらくらいで農作業を委託されていますかとか請け負っておられますかということ进行调查するものです。一枚めくっていただきますと調査表がございますので、こちらにわかる範囲で結構ですのでご記入いただいて来月の農業委員会、推進委員さんにご出席がございませんのでその日にち頃までに役場の方にご提出いただければ大変助かります。また後ろのページには令和元年度の農業会議が調査結果ということで冊子の配布がありました内容で、阿蘇地区ということで単価が出ているものを参考につけさせていただいておりますので、見ていただきながらご提出にご協力をよろしくお願い致します。

それとですね会が始まる前にお預かり致しましたけれども、互助会費の弔慰金ということで5千円をお預かりさせていただくように文書でお願いをさせていただいております。預かり証をお渡ししておりますが、預かり証の裏にこのような場合に該当したときに弔慰金をお支払いさせていただきますということで書いております。15日以上のご入院等があった場合は会員一人千円ずつということでお見舞金などをお支払いさせていただいておりますので、まだお預けいただいていない委員さんは終わってから結構ですのでよろしくお願い致します。私からは以上です。

議長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようですので、私から全国農業新聞は皆さんにとっておられると思いますけれども、一部の方でまだとられていないということでございます、申請書があがっていないということでございますので全国農業新聞の購読をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは大変長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。来週月曜日からかなり寒波が来るようでございます。十分体には注意していただきたいと思えます。以上をもちまして第6回南阿蘇村農業委員会総会を終了致します。</p> <p>これもちまして終わります。</p>
----	--

7. 閉会時刻 11時07分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 3年 1月 12日

農業委員会会長

印

議事録署名委員

12番

印

議事録署名委員

13番

印

(総会終了後5分間休憩をとり、熊本県農業公社高木氏より農地の売買についての研修を開催)